

社会福祉法人三愛会評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人三愛会(以下「この法人」という。)定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。

(報酬の支給)

第3条 法人は、評議員に定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 評議員の報酬は、別表に定める額とする。

(報酬等の支給日)

第5条 評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月20日(定時評議員会の議決日)から施行する。

別表(第4条関係)

評議員の報酬

| 区 分 | 報酬日額 |
|---------------------|---------|
| 評議員会への出席 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |